出来事(2010年10月)

- 1. 新規指定の4品目(10月20日)
 - 1) 2-エチル-5-メチルピラジン(香料)
 - 2) イソペンチルアミン (香料)
 - 3) L-グルタミン酸アンモニウム (調味料)
 - 4) ケイ酸マグネシウム (製造用剤)
- 2. 指定待ちの食品添加物

今月末までに WTO 通報の通知期間を終え、今後指定される品目は次の通りです。

- 1) ブチルアミン(香料)
- 2) フェネチルアミン (香料)
- 3) ピペリジン (香料)
- 4) ピロリジン (香料)

現在、1品目がWTO通報中です。

- 5) フルジオキソニル (ポストハーベスト、防カビ剤)
- さらに、2品目が厚生労働省での審議を終えWTO通報準備中と考えられます。
 - 6) 2,6-ジメチルピリジン(香料)
 - 7) 5-エチル-2-メチルピリジン(香料)
- 3. 食品で嘘の表示あった場合、業者名公表義務付け (10月29日 テレ朝ニュース)

食品の原産地や賞味期限などについて、食品業者が事実と異なる表示をしていた場合、業者名 や不当表示したことの公表を義務付けられることになりました。

農水省によると、食品の表示を定める JAS=日本農林規格法違反で去年に処分された 816 件のうち 95%にあたる 777 件で、嘘の表示をした事実が公表されていませんでした。このため、農水省は来年 1 月から対応を強化し、社告やインターネット、店舗などで嘘の表示をしたことを公表するよう義務付けました。違反に常習性がないなどの理由で公表の対象にしていなかった「指導」についても、広告などでの公表を義務付けます。自主的に公表しない場合は、農水省が業者名を公表します。 http://news.tv-asahi.co.jp/ann/news/web/html/201029050.html

4. 大阪発市民ホットライン (10月17日 読売新聞)

大阪を中心に、大学教授や弁護士、消費者団体などが市民レベルでの全国の食の安全に関する情報を集め、インターネット上で公開する「食の安全・市民ホットライン」(http://fsafety-info.org)の運用が 16 日、始まった。同ホットライン運営委員会は同日、大阪市中央区の府社会福祉会館でシンポジウムを開き、「消費者目線に立った情報開示を」と訴えた。 (以下、省略)

このネットワークの整備に尽力された山口英昌教授(美作大学大学院食環境科学、元大阪市立大学大学院生活科学研究科・教授)の講演を、11月27日(土)大阪市内の島根ビルで、NPO法人食品安全グローバルネットワーク(大阪市北区西天満3丁目13-18 島根ビル5階)が実施します。

5. 「アレルギー患者が食べられる」と称する卵の販売サイトに関する注意喚起について

10月29日、消費者庁は、インターネットにおいて「アレルギー患者が食べられる」と称する卵 を販売しているサイトがいくつか認められたとして、注意喚起を発しました。

インターネットにおける事例として、「卵アレルギーの方にも食べていただいている」、「子供さんのアトピー(卵アレルギー)が出ない。くさみが卵アレルギーの最大の原因」、「卵アレルギーも起こりにくい卵をどうぞ」、「安心して生で食べられる卵。アレルギーの方もぜひ試してほしい」等と記載があり、当該サイトを見た方が卵アレルギー患者でも食べられると受け取られる内容となっているとのこと。

6. 食品及び飲料の色素の削減についての意見募集(英国 10月14日)

英国 FSA は、EU によるキノリンイエロー、サンセットイエロー、ポンソー4R の食品中含量の削減提案について食品事業者からの意見を求めている。

EU・EFSA がこれらについて ADI を設定し直したため現在の許容量を改訂する提案をしている。これらは FSA が任意に使用中止を求めている 6 種の色素に含まれる。既に多くの英国の食品事業者は変更していると考えられるが、一部の製品については技術的に困難だろう。

食品添加物チームへの意見提出期限は、10月29日。

http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2010/oct/reducingcolours

7. モルホリンを含むワックスを食品に使用すべきでない(英国 FSA 10月6日)

英国 FSA は、英国で販売が認められていない添加物モルホリンの果物への使用関して食品事業者と会合した。生鮮食品へのモルホリン含有ワックスの使用は、南アフリカ、チリ、米国、カナダなどで認められるが、EU には認可申請が提出されていないために EU で認められない。この会議で、英国に輸入されている一部の柑橘類にモルホリン含有ワックスが使用されていること、他の国でも輸入されている可能性があることが伝えられた。英国 FSA は入手可能な情報に基づいて初期リスク評価を実施している。検出されたレベルでのモルホリンの暴露による消費者のリスクは低いであろう。既にモルホリンで処理されたリンゴは英国で販売すべきでない。

http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2010/oct/morph2

尚、日本では、モルホリン脂肪酸塩は食品添加物に指定されており、「モルホリン脂肪酸塩は、 果実又は野菜の表皮の皮膜剤以外の用途に使用してはならない。」との使用基準があります。

8. 白魚 (noodlefish) からホルムアルデヒド (香港 10月8日)

香港食品安全センターは、小売店から採取した白魚 10 検体中 1 検体から 600ppm のホルムアルデヒドを検出した。センターは警告文書を送付し、検察の証拠を収集している。店は白魚の販売は中止している。ホルムアルデヒドは魚を捕獲した後又は輸送・貯蔵時に防腐剤として添加されたと考えられると同センターは述べた。

健康への悪影響を引き起こす検出レベルではないが、たくさん食べる人が腹痛、嘔吐、腎臓の 問題を起こす可能性がある。最大5万ドルと懲役6ヶ月になる違反。

http://archive.news.gov.hk/en/categories/health/html/2010/10/20101008_150804.shtml

日本では、2008年(平成20年)10月16日、厚生労働省医薬食品局食品安全部 監視安全課輸入食品安全対策室長より各検疫所長宛に「中国産しらうお及びあゆの取扱いについて」(安輸発第1016004号)が発せられています。http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/hassyutu/dl/464.pdf

9. シブトラミン製品の販売を一時停止(シンガポール 10月11日)

肥満に関連する危険因子を持つ肥満患者のための 2001 年以来、シンガポールの 4 つのブランド名で販売されている。減量効果と心血管系リスクの増大とのリスクベネフィットの評価による。 Reductil ®、Ectiva ®、Reduxade ® (アボット製品)、Slenfig ® (Apotheca Marketing 社)。

<国際規制措置>:

・米国食品医薬品局 (FDA) は、販売中止。 (10月8日のニュース)

http://www.businessweek.com/lifestyle/content/healthday/644146.html

・欧州医薬品庁は、(EMA) は、SCOUT(Sibutramine Cardiovascular Outcomes)研究の今年の 予備的な結果を含めシブトラミンの見直しを完了し、追加のデータが利用可能になるまでヨー ロッパでの販売を一時停止することを決定している。

http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/news_events/press_releases/Latest/hsa_suspends_sales.html

- ・カナダ、オーストラリアでも販売中止。(10月8日)
- ・食品医薬品安全庁(KFDA)は、中央薬剤師審議委員会諮問(10月13日)を経て肥満治療剤のシブトラミンに対し、最終販売中止及び自発的回収勧告措置をすると発表した。

日本では、10月 28日、エーザイが「シブトラミン」の製造販売承認申請を取り下げた。 http://www.eisai.co.jp/news/news201057.html

10. ハンガリー 致死的な水汚染(10月7日)

ハンガリーアルミナ工場から $100~\rm Fm^3$ の赤色のスラッジが流出した問題で、環境保護団体グリーンピースは委託分析結果から 1 週間後には、 $50~\rm h$ ン以上のヒ素が流出する可能性を指摘した。少なくとも $7~\rm h$ 人が死亡した。 $10~\rm f$ $4~\rm f$ $10~\rm f$

http://www.nature.com/news/2010/101011/full/news.2010.531.html

東欧では低い安全基準の鉱滓ダムが多数存在するので、同種の事故が続くことが危惧されている。2000年には、ルーマニアで金鉱の鉱滓ダムが決壊し、猛毒のシアン化合物を含む廃液がティサ川からドナウ川へと流出して、河川に大きな環境被害をもたらした。

11. 米国 FDA は、未認可キレート化製品のマーケティング担当者に警告(10月 14日)

米国 FDA は、未認可の OTC キレート化製品を販売している 8 社に警告した。これらの企業は人体から有害な金属を排出することで自閉スペクトラム疾患、心血管系疾患、パーキンソン病、アルツハイマー病、黄斑変性などの各種の病気を治療すると宣伝している。

医薬品およびデバイスを承認されている店頭(OTC)キレート化製品がある。血液中の特定の物質のレベルを変更することができるキレート化製品は、脱水、腎臓障害、死亡に至る重篤な障害を招くという深刻な安全上の問題があるので、医師の監督下で使用される。

http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm229320.htm

12. 米国 FDA の助言 ブラックリコリスは一部の人に危険

ブラックリコリス愛好家は注意して下さい。食べ過ぎは深刻な被害を引き起こす可能性がある。 あなたが 40 歳以上の場合は、1 日に複数の 2 オンス袋(凡そ $40\sim50$ g)のブラックリコリスを、 2 週間以上食べると不整脈のリスクがある。

FDA の調査では、ブラックリコリスには天然由来のグリチルリチンが含まれていて、それが腎臓からカリウムを放出させる可能性がある。1日に2オンス以上のブラックリコリスを長期間(2週間以上)食べるとカリウム濃度が危険なほど低くなり一部の人に不整脈や高血圧、浮腫、倦怠感、鬱血性心不全を誘発する可能性がある。

http://www.fda.gov/Food/ResourcesForYou/Consumers/ucm231078.htm

13. 韓国 食品添加物指定申し込みに関する指針(9月20日)

KFDA は、食品添加物の基準や規格の設定と使用基準の改正に適用するガイドラインを発刊・配布すると発表しました。ホームページからダウンロード可能(表示を含め 18 ページ)。

http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=1&seq=13162&cmd=v

14. 国立がん研究センター 緑茶摂取量と乳がんリスクの間には関連を認めない (10月28日) 本研究では、研究開始時(ベースライン調査)と研究開始から5年後(5年後調査)に行った 2つのアンケートの回答をもとに、緑茶摂取と乳がん罹患との関連を検討しました。

ベースライン調査のアンケートに回答した 53,793 人の女性のうち、約 13.6 年の追跡期間中、581 人に乳がんが発生しました。緑茶摂取の回答から、週 1 杯未満飲む人を基準として、緑茶を週 1-2 杯、週 3-4 杯、1 日 1-2 杯、1 日 3-4 杯、および 1 日 5 杯以上飲むグループで、乳がんのリスクが何倍になるかを調べました。

この解析対象者のうち週 1 杯未満飲む人は 12%、一方、1 日 5 杯以上飲む人は 27%でした。また、緑茶摂取と乳がんリスクとの間には関連は見られませんでした。この結果は、アンケートの回答をもとに閉経前と閉経後に分けた場合も同様でした。http://epi.ncc.go.jp/jphc/2/2324.html

15. カナダ産牛肉に関する日本・カナダの実務者協議(10月1日)

カナダ産牛肉に関する日加実務担当者による技術的会合をモントリオールで開催された。会合では、両国のBSE対策について意見交換を行い、今後も協議を継続していくこととされた。

16. オランダ産生鮮シャロットから基準値超える除草剤(10月13日)

株式会社いちいがオランダより輸入した生鮮シャロットから、検疫所におけるモニタリング検査の結果、基準値を超える除草剤ハロキシホップが検出されたとして、厚生労働省は同社が所在する札幌市に対し、当該品が国内に流通することのないよう回収等適切な対応をとることを依頼した。なお、貨物は既に全量通関済であるという。

http://www.excite.co.jp/News/recall/20101018/Recall_14391.html 厚生労働省のホームページでは、「一部消費済み」とされています。

17. タイ産生鮮ナンキョウから基準値を超える有機リン系殺虫剤(10月18日)

株式会社オリエント商事がタイ産ナンキョウから、検疫所におけるモニタリング検査の結果、 基準値を超える有機リン系殺虫剤クロルピリホスが検出されたとして、厚生労働省は、タイ産ナンキョウ及びその加工品の輸入者に対し、食品衛生法に基づく検査命令を実施すると発表した。 ナンキョウはショウガ科の香辛料で、トムヤムスープの具やタイカレーの香り付けに使用される。なお、今回検出されたクロルピリホスの量では、通常の摂取量であれば健康に影響を及ぼす ことはないという。
http://www.recall-plus.jp/info/14401?noref=1

厚生労働省のホームページでは、「全量消費済み」とされています。

本年6月にも輸入者は異なるものの同様の事案がありました。

タイ産ナンキョウ及びその加工品は、検査命令の対象となりました(10月18日)

対象食品等	検査項目	経緯
タイ産ナンキョウ(学名: Alpinia	クロルピリホス	検疫所におけるモニタリング検査の結果、タイ産
galanga) *1及びその加工品	*2	ナンキョウから基準値を超えるクロルピリホスを検
(簡易な加工に限る。)		出したことから、検査命令を実施するもの。

^{*1} ショウガ科の香辛料でガランガル、タイショウガと称されるもの。トムヤムスープの具やタイカレーの香り付けに使用される。 *2 有機リン系殺虫剤。

18. 食品の自主回収の事例 (2010年10月)

対象食品等	事業者	事由
おでかけおやつ!ミニどら焼き	株式会社モントワール	原材料の「あん」に着色料として指定外添加物(旧
		食用紫1号)を使用していたことが判明したため
		(食品衛生法第 10 条違反)
		※同時に食用赤色 104 号の表示も欠落
		(食品衛生法第 19 条違反)
リッチ石焼食パン角大	株式会社アンテンドゥ	表示にないアレルギー物質の「卵」が混入し
	練馬工場	たため (食品衛生法第19条第2項違反)

- 19. 輸入食品の特徴的な食品衛生法違反事例(2010年10月)
- ・三井物産株式会社がガーナから輸入した「生鮮カカオ豆」の命令検査で、一律基準を超えてフェンバレレートが 0.02ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社カーギルジャパンがガーナから輸入した「生鮮カカオ豆」の自主検査で、ペルメトリン 0.11ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。(先月も)
- ・兼松株式会社がパラグアイから輸入した「生鮮ごまの種子」のモニタリング検査で、一律基準 を超えてイミダクロプリドが 0.03ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。(先月も)
- ・株式会社豊洲フーズがミャンマーから輸入した「生鮮ごまの種子」の命令検査、一律基準を超 えてイミダクロプリドが 0.02ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・伊藤忠株式会社がボリビアから輸入した「生鮮ごまの種子」のモニタリング検査、一律基準を 超えてフェニトロチオンが 0.04ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・伊藤忠株式会社がボリビアから輸入した「生鮮ごまの種子」の自主検査、一律基準を超えてフェニトロチオンが 0.08ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました
- ・伊藤忠株式会社がパラグアイから輸入した「生鮮ごまの種子」の命令検査、一律基準を超えて イミダクロプリドが 0.02ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました
- ・三菱商事株式会社がタンザニアから輸入した「生鮮ごまの種子」のモニタリング検査、一律基準を超えてフェニトロチオンが 0.02ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ 八木通商株式会社が中国から輸入した「大粒落花生」の命令検査で、一律基準を超えてアセトクロールが 0.02ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。(先月の同様の事案)
- ・大忠食品株式会社が韓国から輸入した「乾燥わかめ」のモニタリング命令検査で食用黄色4号 及び食用青色1号検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社 SAMIC がタイから輸入した「シロップ漬け乾燥マンゴースライス」の自主検査で、 二酸化硫黄 0.063g/kg 検出による使用基準不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社ドールがフィリピンから輸入した「乾燥パイナップル」の自主検査で、二酸化硫黄 0.415g/kg 検出による使用基準不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社ヴァイアンドカンパニーがオーストラリアから輸入した「果実の調整品:調味料」の モニタリング検査で、二酸化硫黄 0.055g/kg 検出による使用基準不適合とされ、廃棄、積戻し 等が指示されました。
- ・株式会社ヴィノスやまざきがオーストラリアから輸入した「グレープジュース」の自主検査で、 二酸化硫黄 0.048g/kg 検出による使用基準不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・アサヒ物産株式会社が、中国から輸入した「乾燥裏白きくらげ (ホール)」命令検査で、ビフェントリン 0.03ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社オーシャンビューティーが米国から輸入した「すじこ」の命令検査で、亜硝酸根 0.0092g/kg 検出による使用基準不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・有限会社山縣商店が韓国から輸入した「冷凍切り身 その他の魚類」の自主検査で、指定外添 加物の一酸化炭素が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・有限会社洋光フーズが韓国から輸入した「冷凍切り身 その他の魚類」の自主検査で、指定外 添加物の一酸化炭素が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・TRAN THI LE HOA がベトナムから輸入した「パームオイル (即席麺の調味油)」の自主検査

で、指定外添加物の TBHQ が 0.002g/kg 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。

- ・東海澱粉株式会社が中国から輸入した加熱後摂取冷凍食品「アスパラガス」の自主検査で、一 律基準を超えてアメトリンが 0.04ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・フジトレーディング株式会社が中国から輸入した加熱後摂取冷凍食品「アスパラガス」の自主 検査で、一律基準を超えてアメトリンが 0.02ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・住商フーズ株式会社がベトナムから輸入した「冷凍養殖えび」のモニタリング検査で、トリフルラリン 0.009ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社トライアルカンパニーがベトナムから輸入した「冷凍養殖むきえび」のモニタリング 検査で、トリフルラリン 0.002ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示 されました。
- ・クラレイ株式会社が中国から輸入した加熱後摂取冷凍食品「菜の花」のモニタリング検査で、 一律基準を超えてピリダベンが 0.02ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・富士通商株式会社がベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品:えび類」の命令検査で、クロラムフェニコール 0.0006ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社セイワフードが台湾から輸入した「加熱後摂取冷凍食品:白焼うなぎ」の命令検査で、フェニトロチオン 0.015ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・岩井商事株式会社が中国から輸入した食品添加物ステビア抽出物の自主検査で、成分規格不適合(含量 ステビオール配糖体 72.8%)とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

注:第8版食品添加物公定書 ステビオール配糖体 80.0%以上)

大手商社による同様な違反事案が繰り返されていることは、残念の極みです!!

(作成:2010年11月1日)